

第198号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー11月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り 新鮮情報

年配の女性から「どんなものでも買い取ります」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「貴金属はないか」と強く言われ、用意していた洋服は車に放り込まれた。

怖くなつて、亡くなつた夫の金歯やネックレスなどを探して渡してしまった。それらを探している間に、買取書のチェック欄に勝手に記入され、近くに置いていた印鑑で捺印までされていた。男性は買い取り代として約2万5千円を置いて帰った。(70歳代)

貴金属はないか?



貴金属の
買い取りが目的!?
強引な訪問購入に注意

ひとこと助言

売るつもりがなければ見せないで!



- 訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧説をすることは禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 前もって電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めるることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。
- 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができる、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

消費生活関連

11月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

電話の怪しい勧誘、しつこい勧誘、目的がわからない勧誘などの報告です

- ・「海外に送りたいので、衣類や食器などどんなに汚れていても傷ついていてもかまわないので1点でもいいので買い取らせてください。」と電話があつたが、何もないと断つた。
- ・市内でバザーに出品する品物を集めていると電話があつたが断つた。
- ・換気扇、配管掃除を1万5千円で時間関係なくきれいにすると電話があつたが断つた。

消費生活相談員からのコメント

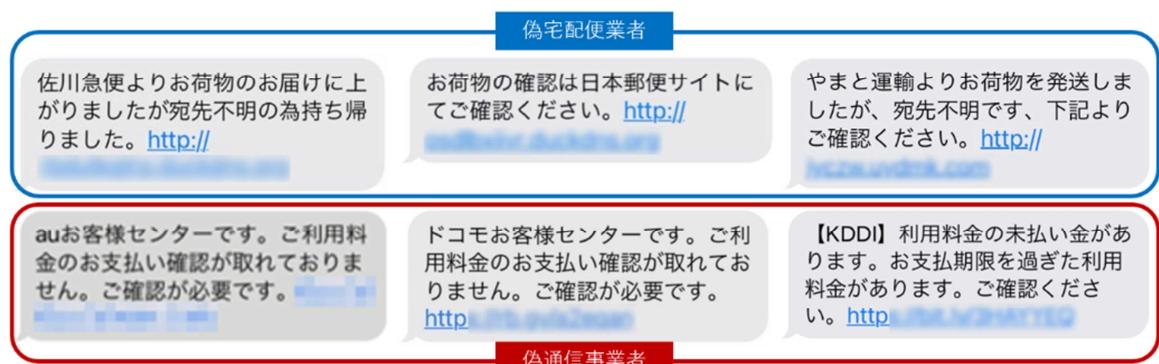
暮らしウォッチャーだより第194号でもお伝えしましたが、相変わらず訪問買取業者からの勧誘電話の報告が続いています。改めて表紙の「見守り新鮮情報」に注意喚起情報を掲載しましたので、不要な勧誘はきっぱり断りましょう。

その他

- ・SMSに不在のため荷物を持ち帰ったと不審なメッセージが届いた。
- ・大手電力会社の子会社から電気代が安くなるとDMが届いた。本当に子会社なのか怪しいので無視した。

消費生活相談員からのコメント

SMS(ショート・メッセージ・サービス)に不審なメッセージが届いたとの報告は、宅配便業者をかたる者が偽SMSを送り付け、偽の文面からURLをタップさせようとする手口と思われます。



↑宅配便業者や通信事業者がかたられるようになった偽SMSの一例

被害にあわないため、日頃から次のような対策をしましょう！

- ・手口を知る
- ・すぐに対応を求めるような内容は偽SMSであることを疑い、メール内のURLを安易にタップしない
- ・提供元不明のアプリのインストールをするときは、細心の注意を払う(Androidの場合)
- ・パスワードや認証コード等を安易に入力しない

食品の品質表示

11月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈11月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況		
生鮮食品	農産物	さつま芋	名称・産地	22	有	22	
		柿			無	0	
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22	
		牛肉			無	0	
	畜産物	牛肉	名称・産地	22	有	22	
		牛肉			無	0	
		牛肉		22	有	22	
		牛肉			無	0	
加工食品		ピーナッツ クリーム	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルゲン/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	11	有	11	
					無	0	

◆報告

- ・甘柿、渋柿と袋入り、箱入りと品揃えは良かったが、陳列が綺麗ではなかった。
- ・牛肉は国産の価格が高いせいか、国外産が多かった。
- ・さつま芋、柿とともに、バラで販売され、商品の入った箱に産地が表示されていた。

消費生活相談員のコメント

今回の水産物の調査品は貝でした。ホタテ貝、牡蠣、シジミの調査報告をいただきました。

主に二枚貝(ホタテガイ、カキ及びアサリなど)が、ある種の毒素を持った植物プランクトン(渦鞭毛藻類:うずべんもうそうるい)を餌として食べ、ヒトに有害な毒素を体内に蓄積させ貝毒をもつようになります。

国内では、手足のしびれや頭痛などの症状を起こす麻痺性貝毒と、嘔吐や下痢の症状を起こす下痢性貝毒が知られています。これら貝毒の成分は熱に強く、加熱しても毒性は弱くなりません。

貝類の生産海域では、これらの貝毒による食中毒の発生を防ぐために、都道府県や生産者等が定期的に貝毒の検査を実施しており、食品衛生法の規制値を超える貝毒が検出された場合は、自主的に貝毒発生地域からの出荷を規制するようにしています。このため、市場に出回っている貝類を食べても、貝毒による食中毒が発生する心配はないので安心してください。

～農林水産省 HP 「貝毒はどのようなものですか。貝を食べても大丈夫ですか。」より一部引用～



編集後記 ~年末年始は、架空請求詐欺の対策を~

★NTTファイナンスを騙る架空料金請求詐欺にご注意ください！

例：自宅電話へ「NTTファイナンスです。料金の未納があるので電話が利用停止となります。」

「NTTファイナンス」をかたり、自動音声ガイダンスにより、利用中の回線を利用停止する
と話し金銭を騙し取ろうとする不審な電話が架かってきた。

①電話で身に覚えのない未納料金を請求されても絶対に相手にせず、無視してください。

②非通知や知らない番号からの電話には出ない、かけ直さないこと。

③留守番電話機能の利用や、警察の還付詐欺対策の撃退電話の使用等もご検討ください。

不安を感じる場合は、消費生活センターや警察に相談してください。

連絡先：大崎市消費生活センター：21-7321・古川警察署：22-2311

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター（大崎市役所 民生部社会福祉課）

受付 月～金（祝日を除く）午前9時～午後4時

Tel: 0229-21-7321（直通） 0229-23-9125 · Fax: 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miagi.jp

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号（本庁舎2階）

令和5年12月18日 発行



令和5年11月2日（水）田尻文化センターで「令和5年度老人福祉の集い」が開催されました。写真は「サポート詐欺」についての寸劇の様子です。沼部公民館の職員にお手伝いをいただき（写真中央）詐欺被害の手口の説明と注意喚起をしました。